

短期入所ご利用登録の案内



1 短期入所ご利用にあたって

- (1) 障害福祉サービスによる短期入所の支給決定が必要です。各市町村にて申請手続きを行って下さい。
- (2) この事業は、主に重症心身障害児（者）の方を対象にしています。受給者証に、児童の場合は「短期入所障害児医療型（重心）」が、18歳以上の方は「短期入所障害者医療型（療養介護）」の記載のある方が該当します。
- (3) 重症心身障害者であって、以下の方々のご利用は困難になります。
 - ① 移動が活発な方
 - ② 医療入院制度ではないため、現に感染症等の疾患が治癒していない方
- (4) 短期入所は福祉サービスであり、医療サービスは原則として短期入所サービス外となります。

2 ご利用について

なるべく多くの方にご利用いただくために、1ヶ月あたりのご利用は原則として1週間以内とします。

3 登録からご利用までの流れについて

- (1) 短期入所のご利用希望の連絡後、ご本人様の状態や利用のご希望などを事前にお聞かせください。
- (2) その後、外来診察の案内をします。外来診察は予約制となっておりますので、ご相談のうえで予約をお受けします。
- (3) 外来診察当日は、健康保険証・重度障害者医療費受給者証・障害福祉サービス受給者証・かかりつけ医の診療情報提供書（※）・お薬手帳・舟入市民病院の診察券（お持ちの方のみ）をご持参ください。
※ 診療情報提供書は、かかりつけ医療機関より事前に当院へファックスしていただき、外来診察当日に原本をお持ちください。
- (4) 外来診察には、医師、看護師以外にも支援に直接かかわるスタッフも参加する場合があります。
- (5) 外来診察の終了後、実際に院内で過ごしてみる体験利用をご案内します。
- (6) 体験利用日は、10:00~15:00を院内で過ごし、食事の状況やケアについて、看護師、直接かかわるスタッフがご家族から聞き取り、実施させていただきます。

体験利用にご用意いただくもの

- ① 昼食として、普段の食事や注入食と注入物品
 - ② ご利用の医療機器（人工呼吸器、吸引器など）、医療材料（チューブ、アルコール綿など）
 - ③ お薬
 - ④ 付き添いのご家族の昼食
 - ⑤ 印鑑（認印）
- (7) 体験利用の終了後、短期入所利用の規則、費用、ご用意いただくもの等の説明をいたします。外来診察、体験利用の結果、当方ではお受けできそうにないというお話をさせていただくこともあります。以上につき、ご了解をいただけた場合、登録の手続きをさせていただきます。

《お申込・お問合せ先》

〒730-0844 広島市中区舟入幸町 14 番 11 号

地方独立行政法人 広島市立病院機構

広島市立舟入市民病院 医療支援室

担当：光吉、武田

電話：082-232-6123 ファックス：082-232-6125

受付時間：9:00~17:00

